平成２８年（フ）第６２号
栃木県足利市葉鹿町1336番地19
債務者　石田　直子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
釧路市愛国東３丁目10番９号　斉藤ハイツ201
債務者　建築総合企画こと　尾形　信治
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
釧路市文苑４丁目57番５号
債務者　西村　妙子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３０号
北海道釧路郡釧路町よし野７丁目13番地
債務者　中村　友子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３３号
東京都小金井市貫井南町４―14―８サンハイツ貫井南207、住民票上の住所東京都羽村市栄町１丁目２番地50すずかけビル203
債務者　青柳　和彦
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５０号
東京都昭島市武蔵野２丁目２番25―407号
債務者　西野　正美
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目５番７―803号泉福寺住宅８号館
債務者　岩永　麻紀
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
長崎県佐世保市東山町17番23号　ハイネス東山Ⅱ　202号、前住所長崎県佐世保市西大久保町５番46号　ハイランドミノリ102号
債務者　森　　裕美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第８号
熊本県天草市八幡町13番15―２号　松村アパート８号
債務者　西尾　　晃
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月９日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第１２２０号
東京都葛飾区東新小岩７丁目32―15
債務者　増田　　康
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９５号
横浜市保土ケ谷区上菅田町584番地　カーサ仲田202号
債務者　佐々木真紀
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１３号
横浜市保土ケ谷区今井町145番地
債務者　内田　静香
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１６号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目８番33号　サザンハイツ101号
債務者　鈴木　昌子（旧姓芝崎）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７１号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目25番６号　ハイツローレル弐番館201号
債務者　本間　　聡
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９１号
横浜市鶴見区馬場４丁目24番12号
債務者　加藤　静子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部